

## 議 案 第 23 号

摂津市一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市会計年度任用職員の  
勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市会計年度任用職員の勤務条件等  
に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

### 提案理由

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに通勤手当の額並びに会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに通勤手当の額を改定するため、本条例を制定するものである。

摂津市一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市会計年度任用職員の  
勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

(摂津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 摂津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部  
を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改  
め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、  
「100分の72.5」を「100分の71.25」に改め、同条第4項中  
「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の  
97.5」を「100分の96.25」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の  
106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の  
51.25」に改め、同項第3号中「100分の90」を「100分の  
88.75」に改める。

第26条の2第1項第1号中「道路（以下この項及び次項）」を「道路（以下この  
条）」に改め、同条第2項第1号本文中「以下この号」を「第4項」に、「い  
う。）。」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「次に掲げ  
る職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない

範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号中「(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正)

第2条 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例(平成29年摂津市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第16条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

第18条第1項第2号中「及び次項」を「から第3項まで」に改め、同条第2項

第1号中「その額が55,000円を超えるときは、55,000円」を「第4項において「運賃等相当額」という。」に改め、同項第2号中「次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号中「（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）」を削り、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 1か月につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、150,000円とする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。